

金沢国税局・税務署からのお知らせ

令和6年1月の地震災害により被害を受けられた方へ

この度の地震では、被害を受けられた皆さま方に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により被害を受けられた次のような方には、税制上の措置(手続)等がありますので被災の状況が落ち着いてから、ご確認ください。

災害により申告等が期限までにできない方

- 石川県及び富山県に納税地を有する方については、国税庁告示により、令和6年1月1日以降に到来する全ての申告・納付等の期限が、自動的に延長されています。
- 石川県及び富山県以外の地域に納税地を有する方についても、申告等について、期限の延長を受けられる場合があります。

災害により納付が困難な方

- 国税の納付の猶予(納税の猶予)を受けられる場合があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

- 確定申告前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。
- 確定申告の前に「予定納税の減額」を受けられる場合があります。
- 申請等を行うことで「相続税・贈与税の免除又は軽減」を受けられる場合があります。
- 確定申告を行うことで「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合があります。

詳しくは、金沢国税局HPをご覧ください。

金沢国税局HP

[www.nta.go.jp/about/
organization/kanazawa/](http://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/)



又は

金沢国税局

検索

※ トップ画面から「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」を選択してください。

